

## 【訪問介護および訪問型サービス】利用料と利用者負担額について

令和2年4月1日 現在

### 1. 訪問介護

サービスを利用した場合の「基本利用料」は下記のとおりです。お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおりになります。(※負担割合1割～3割まであります)

ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。また、減額認定証がある場合は、減額内容に記載された給付率を適用します。

#### 身体介護 負担割合1割の場合

区分	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 (30分増すごとに)
基本料金	249円	395円	577円	83円を追加

#### 身体生活（身体介護に引き続き、生活援助を行う場合） 負担割合 1割の場合

区分		生活援助		
		30分未満	60分未満	80分未満
身体介護	20分以上 30分未満	315円	381円	447円
	1時間未満	461円	527円	593円
	1時間30分未満	643円	709円	775円
	2時間未満	726円	792円	858円
	2時間30分未満	809円	875円	941円
	3時間未満	892円	958円	1,024円
	3時間30分未満	975円	1,041円	1,107円
	4時間未満	1,058円	1,124円	1,190円
	4時間以上	※その都度ご確認ください。		

#### 生活援助 負担割合 1割の場合

区分	20分以上 45分未満	45分以上
基本料金	182円	224円

### 2. 第一号訪問事業（訪問型サービス）

サービスを利用した場合の「基本利用料」は下記のとおりです。お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおりになります。(※負担割合1割～3割があります)

ただし、秋田市の給付サービスの支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。また、減額認定証がある場合は、減額内容に記載された給付率を適用します。

区分	第一訪問事業		
	訪問型サービス（Ⅰ）	訪問型サービス（Ⅱ）	訪問型サービス（Ⅲ）
基本料金／1カ月あたり	1,172円	2,342円	3,715円

※訪問サービスA（利用者負担金）：回数払い 223円／回、要支援1・2 事業対象者

### 3. 加算（利用者負担分）

加算項目	加算料金
(ア) 初回加算	1カ月あたり 200円／月
(イ) 生活機能向上連携加算	1カ月あたり 200円／月
(ウ) 介護職員処遇改善加算	((月のサービス利用負担の合計 + (ア) + (イ)) × 13.7% (小数点以下四捨五入))
(エ) 介護職員等特定処遇改善加算	月のサービス利用負担の合計 × 4.2% (小数点以下四捨五入)

※(ア)(イ)は適用した場合のみ加算されます。

※「訪問型サービスA」を利用されている方は(ア)初回加算のみ該当します。

### 4. 割り増し、減額等

上記1、2の基本料金に対する割り増し、割引きは次のとおり

- (ア) 早朝（6：00～8：00） 25%増し
- 夜間（18：00～22：00） 25%増し
- 深夜（22：00～6：00） 50%増し

(イ) サービス提供にあたり2人で訪問する必要がある場合は、2人分の加算となります。

(ウ) 軽減確認証が発行されている方は、記載されている割合で利用者負担が減額されます。

### 5. その他の経費

- ・訪問介護等利用の際に、通院介助等の同行に伴う移動のための交通費実費などサービス提供に係る必要な経費実費を負担していただきます。なお、これらの経費が関わる場合はその都度いただきます。
- ・サービス実施のために必要な水道・ガス・電気代等は利用者負担といたします。

### 6. 介護保険外サービス

- ・介護保険外のサービスとなる場合

「サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む」には、全額自己負担となります。

- ・介護保険外のサービスとなる場合

ケアプランを作成する際に介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。

#### 【社会福祉法人秋田市社会福祉協議会 秋田市社協ホームヘルパー事業所】

住所：〒010-0976 秋田市八橋南1-8-2

電話：018-866-1343 FAX：018-866-1368

#### 【社会福祉法人秋田市社会福祉協議会 秋田市社協ホームヘルパー河辺出張所】

住所：〒019-2625 秋田市河辺北野田高屋字上前田表66-1

電話：018-881-1205 FAX：018-882-3467